

基本的生活習慣定着促進事業ルルブル普及啓発業務 企画提案募集要領

この要領は、基本的生活習慣定着促進事業ルルブル普及啓発業務（以下「本事業」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 案件名

基本的生活習慣定着促進事業ルルブル普及啓発業務

(2) 事業目的

ルルブル（「しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル」から取った言葉）の趣旨に賛同する組織、企業及び団体等と連携しながら、子どもの基本的生活習慣定着に向けた普及・啓発活動を推進し、社会総がかりで子どもをはぐくむ機運を醸成していく県民運動を展開することを目的として本事業を行うもの。

(3) 業務内容

別紙「基本的生活習慣定着促進事業ルルブル普及啓発業務 仕様書（案）」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

(5) 事業費（委託上限額）

金4,407,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県公示第1275号）第4条第2項の規定により物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。

(4) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。

- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (8) 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

3 スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手及び完了に至るまでの予定は下表のとおり。

委託事業者募集開始	令和5年4月17日（月）
質問受付	令和5年4月17日（月）から 令和5年4月21日（金）午後5時まで
質問への回答	令和5年4月25日（火）まで
企画提案書の提出期限	令和5年5月17日（水）正午
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和5年5月22日（月）※予定
審査結果の通知	令和5年5月下旬 ※予定
契約の締結及び業務開始	令和5年5月下旬～6月上旬 ※予定
業務完了	令和6年3月22日（金）

4 応募手続

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第2号）：1部

ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）：1部

ハ 企画提案書（任意様式）：8部及び電子媒体1部

(イ) 企画提案書は任意様式とし、原則としてA4版片面印刷とする。表紙と目次を除き30ページ以内で作成すること。

(ロ) 企画提案は、1者1案とする。

ニ 事業経費積算書（任意様式）：8部

(イ) 経費見積書には、積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を明確に記載し、本業務の実施に必要な全ての経費（消費税等を含む。）を計上すること。

(2) 提出期限

令和5年5月17日（水）正午（必着）

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。

(4) 提出先

宮城県教育庁義務教育課幼児教育推進班（宮城県庁行政庁舎16階北側）

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

(5) 提出書類に係る注意事項

提出書類の変更、取下等提出された書類について、提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。また、提出された書類は返却しない。

なお、企画提案を提出後に取下る場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。取下願いの提出があっても、既に提出された書類は返却しない。

(6) 本事業に関する質問の受付

本業務への質問がある場合は、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

イ 提出期限

令和5年4月21日（金）午後5時まで

ロ 提出方法

電子メールとし、件名を「基本的生活習慣定着促進事業ルルブル普及啓発業務 企画提案に関する質問」とすること。

ハ 提出先

宮城県教育庁義務教育課幼児教育推進班 (kyoikuy@pref.miyagi.lg.jp)

ニ 質問への回答

令和5年4月25日（火）までに、義務教育課ホームページに掲載する。また、回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するため、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。

質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(7) その他

イ 企画提案の提出後、内容について説明を求めることがある。

ロ 企画提案書作成に要する経費は、全て応募者の負担とする。

5 事業委託候補者の決定

(1) 事業委託候補者の選考

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションにより評価の上選定を行う。

なお、応募者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査（一次審査）を実施し、上位3者程度を選定する。

(2) 評価・選定方法

選定委員会は、評価基準（別表）により評価をする。評価基準等に基づき委員ごとに評価を行い、各委員の点数を平均し60点以上となる者のうち、各委員の評価点の合計点数が最も高い者を委託候補者として選定する。また、応募者が1者であった場合は、提案書及びプレゼンテーションを評価基準等に基づき評価し、各委員の点数を平均し60点以上であり、委託候補者として適当であると判断した場合には、委託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション

イ 実施日時

令和5年5月22日（月）を予定。詳細は、対象者に別途通知する。

ロ 実施場所

宮城県庁内を予定。詳細は、対象者に別途通知する。

ハ 実施方法

(イ) 1応募者当たりの持ち時間は20分以内（提案説明10分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ロ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。当日の新たな資料配布については、企画提案の差し替えや変更は認めない。ただし、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。その場合は8部持参すること。

(ハ) プレゼンテーションは、パソコン（パワーポイント等）等を使用することができる。ただし、パソコン等その他の機器は企画提案者が持参すること。プロジェクター及びスクリーンについては県が準備する。

(ニ) プレゼンテーションは、応募者が2者以内の場合でも実施する。

(4) 審査結果

審査結果は、応募者全員に文書により通知する。また、委託候補者を宮城県教育庁義務教育課ウェブサイトにおいて公表する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(5) 審査結果の公表

「入札結果等の公表要領」（平成20年4月1日施行）に基づき、選定に係る下記の事項を公表する。

イ 参加者名称

ロ 選定された候補者の名称と得点

ハ 他の参加者の得点（得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない。）

(6) 委託候補者の選定の取消

次の場合は、委託候補者の選定を取り消し、（2）による評価点数の合計が次点の者を委託候補者とする。

イ 委託候補者が辞退した場合。

ロ 入札参加登録簿に登録されている委託候補者が、2の（4）により委託契約を締結するまでの間に登録を抹消された、又は入札参加資格制限を受けた場合。

ハ 委託契約を締結するまでの間に、2の応募資格を有しないことが判明した場合。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

(1) 故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。

(3) 本募集要領等に反する場合。

(4) 同一の団体が、2件以上の企画提案書を提出した場合。

(5) その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

7 委託契約の締結

(1) 委託契約先

本事業は、原則として委託候補者に委託する。

(2) 仕様の決定

委託する仕様内容は、1の（3）の業務内容及び企画提案された内容を踏まえ、県と委託候補者とで協議の上決定する。

(3) 見積合わせの実施

県は、委託候補者と別途見積合わせを実施し、概算契約金額を確定した後に契約を締結する。契約条件は、「委託契約書」による。

(4) その他

本事業の実施により知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏えいしてはならない。

8 その他

提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

(別表) 評価基準

次の審査区分により行うものとする。

区分	配点合計	評価項目	着眼点	配点
適切性・有効性	20点	事業内容の理解	委託業務の内容を十分理解した上で、企画が作成されているか。	10点
		関連性	各事業が効果的に関連付けられた事業展開となっているか。	10点
成果性	60点	みやぎっ子ルルブルフォーラムの運営	効果的、効率的な広報により十分な集客が見込まれるか。	10点
			ルルブルに関する理解向上や実践を促すための創意工夫がなされているか。	10点
			興味関心が薄い層にも訴求効果が期待できる内容か。	10点
		ルルブルポスターコンテストの実施	児童及びその保護者の興味及び関心を引く内容となっているか。	10点
			ルルブルに関する理解向上や実践を促すための創意工夫がなされているか。	5点
		リーフレットの制作及び配布	全体構成、デザインが見やすいものとなっているか。	10点
ルルブルに関する理解向上や実践を促すための創意工夫がなされているか。	5点			
実現可能性	20点	事業計画	実施可能なスケジュールとなっているか。	10点
		実施体制	業務を実施するに当たり、適切な体制がとられているか。	10点
合計	100点			100点